



太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続において添付書類の取扱いを柔軟化します。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について、申請者の負担軽減を図るために、資源エネルギー庁にあっせんしました。

★現行の取扱い、★行政苦情救済推進会議の主な意見、⇒あっせん要旨

手続の際の添付書類

★相続する設備が複数ある場合、設備数の戸籍謄本（原本）が必要。原本は返却しない。

★原本1通の提出とし、当該原本を確認することで、他の設備は原本の複写で可能ではないか。複写であっても、適正な保管など原本と相違ないことを証明できれば、原本を返却しても問題は生じないのではないか。

⇒複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は1通とし複写の添付を認めること。申請者が希望する場合は、原本の返却を認めること。

相続した設備の特定

★包括的な相続の場合でも、設備を明示した遺産分割協議書が必要

★事業を承継する相続人が特定できる範囲において、柔軟な取扱いに変更すべき。

⇒相続財産の中に太陽光発電設備が含まれていることが協議書の文言から明らかであれば、同設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。

添付書類の有効期限

★届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものが必要

★死亡した被相続人の除籍謄本は、その後変更はないことから有効期限は不要ではないか。

⇒亡くなった被相続人の除籍謄本については、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。

相続者の特定

★相続者の特定のため、法定相続人全員が署名なつ印した相続証明書か、遺産分割協議書が必要。公正証書遺言は認めない。

★社会的信用があり、制度として確立している公正証書遺言を活用することは妥当ではないか。

⇒他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。



手続が柔軟化されると負担が減って助かるね！
詳細は「あっせん文 別紙」を御覧ください。

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）